川崎市 農業振興関係 補助金・奨励金制度のご案内 【R7年度版】

■農業生産振興対策事業（農業施設整備事業）

農業技術支援センター 945-0153

	補助対象	補助対象の内容	対象者	募集時期
施設の整備	園芸施設の設置（複合環境制御装置等） 30%以内	・**鉄骨造の園芸施設**（全体が被覆されたプラスチック・ガラス温室で面積100㎡以上）等の設置費　※建て替えも対象。撤去費用は対象外。 ・複合環境制御装置等または省エネルギー型加温設備の設置費（園芸施設と同時設置の場合のみ） 	農業経営者（個人・法人） 農業者団体	4/1(火)～5/16(金)
	多目的防災網等の設置 20%以内	・農作物への被害を防ぐための**防災網、防鳥網**の設置費 ・農薬飛散防止のための**防薬網**の設置費		
	農産物加工施設等の設置 30%以内	・**農産物加工施設、農産物販売所、農家レストラン等**（生産緑地法第8条第2項第2号施設）の設置費 ※生産緑地を含む土地に設置するもの		
新規就農・雇用就農	雇用就農促進のための園芸施設等の設置 50%以内	・園芸施設等を設置し、新たに農作業に従事する者を雇用する場合の園芸施設等（面積100㎡以上）の設置費（施設の設置に必要なほ場整備含む）及び省エネルギー装置の設置費	農業法人	9月頃
	新規就農促進のためのほ場整備 50%以内	・親族でない者から新たに農地を借受け、既存施設の撤去、樹木の伐採、耕耘、接道を確保するための整地を行う場合の、ほ場整備に要する経費	認定新規就農者	

■農業生産振興対策事業（農業機械等整備事業）

農業技術支援センター 945-0153

	補助対象／補助率	補助対象の内容	対象者	募集時期
機械の導入・施設の改修	農業機械の共同利用のための導入 40%以内	・農業機械等の導入経費 （例）トラクター、農薬散布機、樹木粉砕機　など 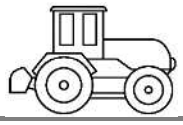	農業者団体（3戸以上）	4/1(火)～5/16(金)
	予冷庫・保冷庫の設置 40%以内	・**予冷庫・保冷庫**の導入経費（設置費含む） 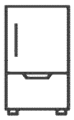	農業経営者（個人・法人） 農業者団体	
	農業用施設の改良 20%以内	・生産施設（農舎、畜舎、ハウス、果樹棚等）の改良のための**農業用資材**の購入経費（設置・工事費は含まず） （例）ハウス被覆資材や防災網張替え資材の購入 生産施設へ導入する付帯設備の購入		
	省エネルギー型加温設備等の導入 50%以内	・**省エネルギー型加温設備等**の導入経費（設置費含む） （例）ヒートポンプや排熱回収装置を用いた加温設備 燃料電池、局所暖房、太陽熱温水器　など		
	畜産経営に資する資機材の導入 50%以内	・生産性向上及び家畜伝染病予防の資機材の購入経費 （例）給餌機、洗卵・選別機、環境モニタリングシステム 衛生管理区域消毒設備、防虫・防鼠機器		

■農業経営高度化支援事業（生産向上等支援事業）

農業振興課 860-2462

	補助対象	補助率	補助対象の内容	対象者	募集時期
施設整備・設備導入	農業経営改善計画上で達成に向けた関連性がある事業 ・先端技術 ・作物転換 ・土地または労働生産性の向上 ・6次産業化	50%以内 ※上限200万円	(1)建築物又は工作物の工事費 (2)設計委託費 (3)設備購入費（設置費及び運搬費含む） (4)機械機器購入費（設置費及び運搬費含む） (5)移動販売車購入費又は整備・改修費	認定農業者 認定新規就農者	4/10(木)～5/20(火)

■農業経営高度化支援事業（経営改善支援事業）

農業振興課
860-2462

	補助対象	補助率	補助対象の内容	対象者	募集時期
販売促進・6次産業化	市内産農産物の販売促進 ・高付加価値・ブランド化 ・販路拡大のための事業	50%以内 ※上限75万円	(1)広告掲載のための印刷費、広告料等 (2)PR用のチラシ、パンフレット、のぼり、看板等の製作のためのデザイン代、印刷費等 (3)オリジナルロゴ及び出荷箱・袋・シールの製作のためのデザイン代、印刷費、デザイン使用料等 (4)ホームページやデータベース、映像等の無形物の製造委託費等 (5)直売所の設置又は改修費（運搬費を含む） (6)農産物自動販売機の設置費（運搬費を含む） (7)農産加工品の開発・製造に必要な経費等 (8)調査・分析にかかる委託料等 (9)労働時間削減に資する機械機器の導入費（設置費及び運搬費を含む）	認定農業者 認定新規就農者	4/10(木)～1/30(金)
	市内産農産物を使った商品開発 ・6次産業化のための商品開発 ・マーケティング				
	労働時間削減に資する事業				

□農業用施設等特別奨励事業

農業技術支援センター
945-0153

奨励金額	事業の内容	対象者	募集時期
固定資産税相当額の 2/3または1/2以内	10年以上農業または共同利用を継続する見込みである場合に、「温室」、「畜産用施設（用地）」「農業用共同利用施設（用地）」の固定資産税相当額の一部を奨励金として交付します。	農業経営者（個人・法人） 農業者団体	登録・交付申請ともに9/30(木)〆切

□多摩川ナシ保存奨励事業

農業技術支援センター
945-0153

奨励金額	事業の内容	対象者	募集時期
栽培面積に応じて 50,000円～	500㎡以上のほ場（7本以上）を植栽し、3年以上継続して生産する見込みである場合に、栽培面積に応じて奨励金を交付します。	ナシ生産者	登録:6/30(月)〆、交付申請:11/28(金)〆

※ 奨励事業については、セレサ川崎農協を経由して申請してください。

【補助金の交付までの流れ】

1 事前相談
　補助金の対象となるかご不明な場合は、お早目にご相談ください
↓
事前調査
2 申請書提出
　申請書に必要な書類（見積書や位置図など）を締切日までに提出してください
↓
内容確認・審査
　（補助金によってはプレゼンテーション等による審査を行います）
交付決定
　市が申請書の内容を確認し、補助の可否を決定します（交付決定通知を送付します）
3 発注・事業実施
　交付決定後に、購入・工事等の発注をしてください
↓
4 納品・工事完成
↓
5 業者へ支払い
↓
6 実績報告書提出
　納品・完成、支払いが終了したら、速やかにご提出ください
↓
現地確認
　市が報告書の内容を確認し、現地調査を実施したのちに補助金額を確定します（確定通知を送付します）
交付確定
7 市への請求書提出・入金
　市に補助金額の請求書を提出いただいたのちに、ご指定の口座へ入金します

【奨励金の交付までの流れ】

1 事前相談
　奨励金の対象となるかご不明な場合は、お早目にご相談ください
↓
事前調査
2 登録申請書（3年毎）・交付申請書提出
　申請書に必要な書類（公図の写しや課税明細等）を締切日までに提出してください
　（申請内容によっては追加書類の提出依頼や現地調査を行います）
↓
内容確認・審査
登録通知
　市が申請書の内容を確認し、登録の可否を決定します（登録通知を送付します）
交付決定通知
　市が申請書の内容を確認し、交付の可否を決定します（交付決定通知を送付します）
3 入金

※ 申請にあたっては、**その他の要件があります**。また、**事業ごとに必要な書類が異なります**。ホームページ等で**募集要項をよくご確認のうえ**申請してください。

※ **予算額に限りがあります**ので、**申請額に対し全額補助が行えない場合があります**。募集締切を過ぎても予算残額がある場合は、再度募集を行うことがあります。

※ 補助事業の対象事業費の**消費税分については原則として対象外**となります。

川崎市農業技術支援センター 電話:044-945-0153 FAX:044-945-6655
川崎市都市農業振興センター農業振興課 電話:044-860-2462 FAX:044-860-2464